

学生の皆さんへ

暴風警報等発令時の休講措置について

(1) 暴風警報が大分県中部地方（大分市）に発令された場合

- ・ 午前 7 時 00 分までに警報が解除されない場合 → 午前中を休講
- ・ 午前 11 時 00 分までに警報が解除されない場合 → 午後も休講

(2) それ以外の警報の場合

暴風警報以外の気象警報（大雪警報、暴風雪警報、大雨・洪水警報、洪水警報等）が大分県中部地方（大分市）に発令された場合は、大学が休講にするかどうかを決定します。学内放送、学内掲示板、本学ホームページ（携帯用ページ）等でチェックしてください。

(3) 公共交通機関がストップした場合

気象警報発令の有無にかかわらず、公共交通機関の運行停止等のため、やむを得ず授業に遅刻・欠席した学生については、学生の申し出に基づき、通常の遅刻・欠席扱いとはしません。

2010 年 7 月 教務学生部